

本号4頁建て

▷たたかい人 栃木・今市事件 勝又拓哉さんの弟・高瀬有史さん 2面
▷静岡・袴田事件三者協議 3面

9月25日

第2058号

2023年

毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1カ月300円(郵送料1部42円)

発行 日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島

2-4-4 平和と労働センター内

電話 03(5842)5842

FAX 03(5842)5840

http://www.kyuenkai.org

eメール info@kyuenkai.org

「奥田さんの逮捕、起訴は違法」

愛知・白龍町マンション暴行でつち上げ事件国賠訴訟

名古屋高裁 学者証人が法廷で明言

白龍町マンション暴行でつち上げ事件国家賠償裁判の控訴審が9月8日、名古屋高裁民事2部(長谷川恭弘裁判長)で開かれ、弁護側が求めた学者2人の証人尋問がおこなわれました。



報告集会で(左2人目から右へ)奥田さん、小山剛証人、水野陽一証人

名古屋瑞穂区白龍町で高層マンション建設反対運動のリーダー・奥田恭正さんが、2016年に工事現場監督を暴行したとテッチ上げられて逮捕・起訴され、その後無罪が確定。奥田さんは、警察庁が保管する顔写真、指紋、DNA型などの個人情報抹消を求め、国賠裁判を提訴しました。

名前は住所のような単純な個人情報でもない。DNA型、指紋、顔写真の要保護性は「中」程度といえる。

22年1月、名古屋地裁は、DNAデータなどは無罪確定後も保管する必要はないと国に対し抹消を命じる判決を、全国で初めて出しました。不当捜査による苦痛への損害賠償請求は棄却。双方が控訴し、現在、名古屋高裁に係属しています。

こなっているが、奥田さんと現場監督、警備員とはマンション建設反対運動をめぐる利害関係があり、利害関係者の証言だけで犯人を推定するのは軽率である。

22年1月、名古屋地裁は、DNAデータなどは無罪確定後も保管する必要はないと国に対し抹消を命じる判決を、全国で初めて出しました。不当捜査による苦痛への損害賠償請求は棄却。双方が控訴し、現在、名古屋高裁に係属しています。

防犯カメラの映像も奥田さんが両手で突き飛ばして暴行したとは確認できない曖昧な映像だった。せめて科学捜査研究所に防犯カメラ映像分析をゆだねて、裁判所へ逮捕令状発布を仰ぐべきだった。

対立相手の証言のみで逮捕軽率

検察官は有罪判決の見込みを得られる証拠がないにもかかわらず、証拠を集めるための補充捜査をせずに起訴に踏み切った。警察官と検察官、どちらも職務上法的義務に反して国家賠償法上の違法性が認められる。

個人情報の保管ルールが必要だ

原告の奥田さんは「最後まで傍聴・ご支援お願いたします」と訴えました。次回公判は12月25日(月)午後2時に名古屋高裁大法廷でおこなわれます。(愛知県本部)

小山剛慶心大学教授(憲法学)は、以下のよう

「署名問合せ・激励先」
国民救援会愛知県本部
〒052(684)5825
《要請先》〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-1 名古屋高裁民事2部・長谷川恭弘裁判長

国は、DNA型指紋、顔写真について単なる記号であって要保護性は低いとしているが、病歴などの高度な個人情報とま

報告集会では弁護団から、「裁判長から、諸外国での状況、法解釈、取調べのあり方などについて証人に質問が多く出されたのが印象的だった。裁判長が詳しく聞きたいという姿勢がよく表れていた。約3時間と長時間だったが、裁判としては成功だという印象を持った尋問になった」と報告がされました。

水野陽一北九州市立大学准教授(刑事法学)は、以下のよう

また、「文書提出命令が裁判所から昨日出された。内容は、現場監督が警察に被害を訴えた時の、こういうふうな両手で押してきましたという写真撮影報告書と、目撃者である警備員を検察官が取り調べた調書。それと奥田さんの携帯電話から警察がどれだけのデータを抽出しているかの記録だ。弁護団の要求を裁判所が認めてくれた」と報告しました。

顔写真について単なる記号であって要保護性は低いとしているが、病歴などの高度な個人情報とまでは言えないにしても、

9月21日は、松川事件の無罪判決確定から60周年で、福島で加をしようとし、廣津和郎全案第10巻「松川裁判」を読んだ。改めて驚嘆したのは、法律の専門家ではない廣津が戦後最大の冤罪で謀略・弾圧事件の記録を読み、地裁、高裁の有罪判決がどのように認定されたのかをいねいに検証する文展開である。証拠とされた自由に根拠がなく、経験則に照らして納得がいかないこと、市民目線で事実と道理を訴えているのだ。とはいえ、廣津も事件発生直後はマスコミ報道を鵜呑みにしていた。転機は被告たちの手記「真実は壁を透して」を読んだことだ。赤間勝美被告が語る「拷問交じりの取り調べで自分をさせられた」との言葉に嘘はないと確信した。「松川裁判」は、最高裁で弁論が開始される前から「中央公論」に連載。4年7カ月54回に及ぶ。廣津のその思いが色紙に残る。「なによりもまず正しい道理の通る国にしよう。この我らの国を」(H)

渦巻

9月21日は、松川事件の無罪判決確定から60周年で、福島で加をしようとし、廣津和郎全案第10巻「松川裁判」を読んだ。改めて驚嘆したのは、法律の専門家ではない廣津が戦後最大の冤罪で謀略・弾圧事件の記録を読み、地裁、高裁の有罪判決がどのように認定されたのかをいねいに検証する文展開である。証拠とされた自由に根拠がなく、経験則に照らして納得がいかないこと、市民目線で事実と道理を訴えているのだ。とはいえ、廣津も事件発生直後はマスコミ報道を鵜呑みにしていた。転機は被告たちの手記「真実は壁を透して」を読んだことだ。赤間勝美被告が語る「拷問交じりの取り調べで自分をさせられた」との言葉に嘘はないと確信した。「松川裁判」は、最高裁で弁論が開始される前から「中央公論」に連載。4年7カ月54回に及ぶ。廣津のその思いが色紙に残る。「なによりもまず正しい道理の通る国にしよう。この我らの国を」(H)